

投票に行こう! 川口市長選挙 川口市議会議員補欠選挙

川口市選挙管理委員会 ☎048(258)1110(代表) ☎048(259)7941・7942(直通)

投票日

2月1日(日)

令和8年

投票時間

午前7時～午後8時

※できるだけ混雑する時間帯を避けて、投票所にお越しください。

期日前投票所 土曜、日曜、平日午前中は混雑します

当日投票所 午前7時 10時 12時 午後5時 8時
大変混雑 混雑

開票

即日開票で午後8時40分からは行います。

投票日	令和8年2月1日(日) 午前7時から午後8時まで
告示日	令和8年1月25日(日)
選挙人名簿 登録資格	年齢要件/18歳以上 住所要件/3カ月以上
期日前投票	平成20年2月2日までに生まれたかた 令和7年10月24日までに転入届を出されたかた
投票所入場整理券	令和8年1月26日(月)から1月31日(土)まで 令和8年1月20日(火)から順次発送予定

投票できるかた

日本国民で次の①と②の両方の要件を満たすかたが投票できます。

- ①年齢要件／平成20年2月2日までに生まれたかた。
- ②住所要件／令和7年10月24日までに川口市に転入届を出し、引き続き3カ月以上お住まいのかた。(投票するまでに、川口市外に転出したかたは投票できません)
※令和7年12月23日以降に、市内から市内に転居届を出したかたは、転居する前の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、同一世帯の分を一緒に郵送しております。開封してご確認ください。(同一世帯人数の有権者が8名以上の世帯のかたは封筒を2つに分けて郵送しております。)封筒の色は「黄色」です。

封筒の中には「投票所名と案内図」が記載された1人1枚の投票所入場整理券が入っていますので、ご確認ください。また、同封のチラシに「投票に関するお知らせ」などの説明がありますのでよくお読みください。

この投票所入場整理券は、投票が円滑に行えるようにするためのもので、投票用紙の引換券ではありません。**投票所入場整理券を紛失したときや、届かない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます**ので、選挙管理委員会へ問い合わせいただくか、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見、写真などを載せた「選挙公報」を1月27日から、ポスティングで各戸にお届けします。また、市役所第一本庁舎、第二本庁舎、第三庁舎、鳩ヶ谷庁舎、各駅前行政センター、各支所、各公民館、各図書館、各スポーツセンター、埼玉高速鉄道各駅にも備え置きます。

※川口市選挙管理委員会のホームページでもご覧になれます。

●市ホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/49662.html>



代理投票

体の不自由なかたや、けがなどにより、投票用紙に自ら候補者の氏名等を書くことができないかたは、投票所の係員にお申し出ください。係員が候補者の氏名等を代筆します。

書かれた内容について、ほかの人に漏れる心配はありませんので、安心してお申し出ください。

投票支援カード

コミュニケーションに不安のあるかたは、投票支援カードに希望するサポートに印をつけて投票所へご持参ください。投票支援カードは選挙管理委員会事務局、長寿支援課、介護保険課、障害福祉課の窓口及び市ホームページから取得することができます。

●市ホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/49662.html>



点字投票

目の不自由なかたは、点字で投票することができます。点字器と点字用の投票用紙が用意しておりますので、投票所の係員にお申し出ください。

点字の候補者氏名一覧については、準備が整い次第、投票所に用意されます。

入院などをしているかた

都道府県の指定する施設に入院(入所)されているかたで、投票日当日の投票が困難であるかたなどは、その施設で投票ができます。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票するかたの申請について

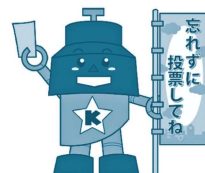
川口市外の市区町村に滞在中のかたで投票日(選挙期日)に投票所での投票は困難であり、また期日前投票も困難であると見込まれるかたは、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

なお、あらかじめ「不在者投票宣誓書兼請求書」を提出することにより、川口市選挙管理委員会から「投票用紙等」を取り寄せておく必要があります。

マイナンバーカードをお持ちのかたは、スマートフォン等から「投票用紙等」の請求ができます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/28449.html>



期日前投票

仕事や学業、冠婚葬祭などの理由で、投票日当日に投票ができないと見込まれる場合には、1月26日(月)から1月31日(土)までの間に、期日前投票ができます。

また、住所にかかわらず、下記のどの期日前投票所でも投票できます。投票所入場整理券の氏名をご確認の上、裏面の宣誓書(兼請求書)に生年月日等の必要事項を記載いただき、持参してください。

投票所入場整理券が届いていない場合や紛失した場合でも、法律に基づき、宣誓内容により本人確認をすることで投票することができます。

期日前投票所案内図

川口市役所 第一本庁舎 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 8:30～20:00 2/1 は第1投票区のかたのみ投票可能です。 青木2-1-1	川口駅前 行政センター 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～20:00 2/1 は第4投票区のかたのみ投票可能です。 川口1-1-1	東川口駅前 行政センター 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～20:00 2/1 は第68投票区のかたのみ投票可能です。 戸塚2-1-1	安行公民館 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～17:00 2/1 は第76投票区のかたのみ投票可能です。 安行原2174	戸塚公民館 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～17:00 2/1 は、この会場では投票できません。 戸塚東3-7-1
鳩ヶ谷庁舎 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～20:00 2/1 は、この会場では投票できません。 三ツ和1-14-3	芝支所 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～17:00 2/1 は、この会場では投票できません。 芝6247	新郷支所 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～17:00 2/1 は、この会場では投票できません。 東本郷944-1	神根支所 期日前投票 受付日時 1/26②～1/31③ 10:00～17:00 2/1 は、この会場では投票できません。 神戸6-1	期日前投票一覧表 https://www.city-kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/46767.html

注) 鳩ヶ谷庁舎、芝支所、新郷支所、神根支所、戸塚公民館での川口市長選挙・川口市議会議員補欠選挙の投票は1月31日(土)までです。
市役所第一本庁舎、川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター、安行公民館は2月1日(日)も開所しますが、投票日当日は該当する投票区のかたのみ投票が可能のため、どなたでも投票できるものではありません。

郵便等投票制度

一定の要件に該当する身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちのかたで、投票所へ行くことが困難なかたのために、郵便等により自宅で投票できる制度です。

次の要件に該当するかたで、郵便等投票制度を利用するには、「郵便等投票証明書」が必要になります。まだ「郵便等投票証明書」をお持ちでないかたは、選挙の前に発行申請をしてください。

- 身体障害者手帳をお持ちのかたで、下記のいずれかに該当するかた**
 両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級もしくは2級のかた。
 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級もしくは3級のかた。
 免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級のかた。
- 戦傷病者手帳をお持ちのかたで、下記のいずれかに該当するかた**
 両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までのかた。
 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた。
- 介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた。**

手続きの方法

郵便等投票証明書の申請は、本人が署名し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を添えて申請してください。
証明書の申請は、代理のかたでもできます。

投票用紙などの請求の方法

投票用紙等交付請求書に本人が署名を行い、郵便等投票証明書を添えて、**1月28日(水)午後5時まで**に請求してください。投票用紙と投票用封筒を郵送します。

記載した後

投票用封筒(内封筒)に投票用紙を入れて封をし、さらに投票用封筒(外封筒)に入れて封をします。次に、投票用封筒(外封筒)の表面に記載をした年月日及び場所を記入し、署名を行い送付用の封筒により、投票日までに必着するように郵送してください。

代理記載制度に該当するかた

郵便等による投票をすることができる選挙人に該当し、かつ、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級のかた。または、戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までのかたです。
※代理記載制度の手続きの方法等は選挙管理委員会までお問い合わせください。

インターネットを使った選挙運動ができます。

有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X(旧ツイッター)、LINEやFacebook等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。

●詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html



投票・開票状況がスグわかる 選挙速報サービスを行います。

●投・開票速報ホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/osirase/49666.html>

